

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、<u>復興局総務企画課</u>、国体・障がい者スポーツ大会局総務課並びに出納局</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(支出票の作成)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 支出すべき金額から次に掲げるものを控除しなければならないときは、債権者の受け取るべき金額及び控除すべき金額について支出票を作成しなければならない。</p> <p>(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく源泉徴収に係る所得税</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(直接払)</p> <p>第60条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計管理者等は、第39条第2項各号に掲げる控除額のうち次の各号に掲げる控除額については、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、会計管理者等は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを指定金融機関に交付し、支出票に指定金融機関の受領印を徴するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 各課等 次に掲げる課等をいう。</p> <p>ア 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務室、政策地域部政策推進室及び市町村課、環境生活部環境生活企画室、保健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室、<u>復興局復興推進課</u>、国体・障がい者スポーツ大会局総務課並びに出納局</p> <p>イ～キ [略]</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>(支出票の作成)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 支出すべき金額から次に掲げるものを控除しなければならないときは、債権者の受け取るべき金額及び控除すべき金額について支出票を作成しなければならない。</p> <p>(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく源泉徴収に係る所得税及び<u>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）</u>に基づく源泉徴収に係る復興特別所得税</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>(直接払)</p> <p>第60条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計管理者等は、第39条第2項各号に掲げる控除額のうち次の各号に掲げる控除額については、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、会計管理者等は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを指定金融機関に交付し、支出票に指定金融機関の受領印を徴するものとする。</p>

<p>(1) 所得税 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第16条第1項に規定する納付書<u>及び</u>所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第80条に規定する計算書</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第112条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 一般競争入札の方法により契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1) 所得税 <u>(復興特別所得税を含む。以下同じ。)</u> 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）第16条第1項に規定する納付書<u>並びに</u>所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第80条<u>及び復興特別所得税に関する省令（平成24年財務省令第6号）第6条第1項</u>に規定する計算書</p> <p>(2)～(8) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第112条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 一般競争入札の方法により契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下 <u>(競争入札参加資格者と契約を締結する場合にあっては、100万円以下)</u> であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>2.9パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。